

平戸市農業委員会第5回総会議事録

■開催日時：令和元年8月27日（金）9時30分～11時30分

■開催場所：平戸市役所本庁舎3階大会議室

■農業委員：13人出席

19番 丸田 保（会長） 8番 川村政幸（職務代理者）

1番：蜜山隆満 2番：岡村勝彦 5番：本山勝茂 6番：松本一郎

7番：谷本雅嗣 12番：大山荒助 13番：山下忠平 14番：松山浩幸

15番：藤沢和正 16番：大山光敏 17番：福田延之

欠席委員 3番 4番 9番 10番 11番

■農地最適化推進委員：18人中13人出席

欠席委員 4番 5番 6番 10番 16番委員

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 非農地通知申出について

議案第27号 第5回農用地利用集積計画（案）について

議案第28号 第5回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第29号 平戸市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の一部  
（追加議案）改正について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第5回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>皆さん、おはようございます。本日は令和元年度平戸市農業委員会第4回総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、7月8月の猛暑から一転して盆あたりから台風8.9.10号が日本を縦断し、各地で災害が発生する状況でした。被災地の方々には一日も早い復興を願うものであります。また、その後は雨続きでコシヒカリの収穫、あるいはWSC飼料米の育成が遅れがちで心配しているところです。</p> <p>昨日は平戸北部地区の和牛部会が勉強会をかねて開催されました。伊万里農協から公私をお招きし、子牛の育て方についての講義をいただきました。また共進会に係る協議も行われ、下見は雨模様のおきにやってくれといった意見が出る等、農協のほうで日程調整が行われているようです。</p> <p>令和に入ってから天候不順が続いており、これから大きく気候変動するのではないかと、私だけでなく皆様も体感されているのではないのでしょうか。</p> <p>総会後に総会後に佐世保市での研修が予定されています。県北域の農業委員・最適化推進委員合同の研修となっておりますので皆様よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、先月、私の叙勲祝賀会につきましては、農業委員、推進委員の皆様にはご参加いただき、そして、たくさんのお祝いのご言葉をいただき大変ありがとうございました。特に副会長には代表発起人、小川委員は発起人として盛大な祝賀会を開催していただき大変感謝しております。皆様方には、心からお礼を申し上げます。この栄誉を糧に今後も精進してまいりたいと考えております。本当にありがとうございました。</p> <p>本日の議題は、議案6件であります。委員の皆様には、慎重審議、また、闊達なご意見をいただきますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席のご連絡をいただいた農業委員は、3番、4番、9番、10番、11番、18番、推進委員につきましては、4番、5番、6番、10番、16番委員、合計11名の委員から欠席の届出ありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは、日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に1番、2番委員、書記に事務局職員の事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>
事務局	<p><b>■日程第4 会務報告</b></p> <p>次に日程第4、8月の会務報告、及び9月の会務予定について事務局が報告いたします。</p> <p>それでは8月の主な会務報告をいたします。(7月会務報告を報告)次に9月の行事予定を申し上げます。(8月会務予定を報告)以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>会務報告が終了しましたので、ここで、次回、9月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を9月27日(金曜日)午前9時30分とし、場所は、市役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を9月27日午前9時30分とし、場所は、市役所3階会議室において行うことといたします。</p>

<p>会長</p>	<p><b>■日程第5 議事</b></p> <p>《議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第23号農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局からの提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書2ページをお願いします。整理番号1番。譲渡人、譲受人については記載のとおり。</p> <p>申請農地ですが地目は田、面積2,009㎡、外5筆、計3,761㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、31,256㎡、所有権移転した後の面積35,017㎡になり、下限面積はクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため所有権移転を売買で行います。</p> <p>つづきまして、整理番号2番。譲渡人、譲受人については記載のとおり。申請農地ですが地目は田897㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積45,596㎡、所有権移転後の面積46,493㎡になり、下限面積はクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行います。</p> <p>詳しくは、お手元の農地法第3条調査書をご一読いただきたいと思います。以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。議案第23号について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第23号を原案のとおり許可することといたします。</p> <p>《議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書3ページをお願いします。今回の申請は、2件ともに県の追認案件で許可がおりたため、農地法第4条申請がなされたものです。整理番号1番。申請者は記載のとおりです。</p>

事務局	<p>申請農地地目は田、面積 360 m<sup>2</sup>、用途は物置及び車庫用地、農地種別は第 2 種、事由としましては、農業用の物置及び車庫建設のため。</p> <p>こちらは、昭和 48 年頃に物置を建設後、車庫を建設したもので既に 20 年以上が経過しており、簡易手続相当の違反案件ということで長崎県農地転用事務指針第 4 の 1 の (3) に該当し、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引続き非農地である土地」に該当することから、県の追認許可が出ております。</p> <p>次に整理番号 2 番、申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、面積 2,082 m<sup>2</sup>、用途は農業用施設用地、農地種別は農振農用地、事由としましては、申請地に農業用施設、牛舎を建設するため。なお、6 月の総会により農業振興地域整備計画の変更が行なわれており、農用地区域の用途区分を農地から農業用施設用地に変更を行なっております。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員から整理番号 2 番の補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>議案 24 号、整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年 8 月 16 日午後 4 時 30 分頃から大島地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、現在、耕作はしておりませんが、自己管理をされている状態でありました。申請人は、肉用牛経営規模拡大のため、申請地に牛舎の建築を検討しているとのことで、雨水については、自然流下としており、汚水については、自然発酵による堆肥化を行なうとのことでした。生活排水は生じないとのことであり、周囲に民家もなく問題はないかと思われまます。</p> <p>また、申請地周辺の農地は、現在耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>整理番号 1.2 番は、県の追認とのことですが、整理番号 1 番はどのような状況で発覚したのでしょうか。</p>

事務局	<p>整理番号1番については、所有者の子どもに財産相続させるための登記手続きの過程で、倉庫部分が農地であったことが判明したための違反転用がきっかけです。</p>
委員	<p>今回の案件にかかる手続きの確認ですが、このような4条申請の違反転用の事案は、市の農業委員会で審議する前に県への手続きがなされ、市の農業委員会はその承認審議となるのですか。</p>
事務局	<p>農地法に基づいた長崎県発行の農地転用事務指針に各条の手続き規定が定められていますが、今回の事案は委員が述べたとおりの手続きにあたります。事前審査ではなく県の判断の追認という形になります。</p>
委員	<p>このような違反転用の事案は他にもあるのではないですか。市が所有する航空写真で照合判断すれば、そのあたりが正確に出てくるのではないですか。</p>
事務局	<p>登記地目と現況地目が違っている案件が他にもあるのではないかとの質問ですが、所有者の財産登記に係る認識が薄いこともありゼロではないと推察しますが、基本的に地籍調査完了地区である旧町村地区はないと思いますが、地籍調査未完了地区は字図が所在を示すものですが手書きであること等もあり、その精度が著しく悪く位置がズれるなどにより地番と実際の所在地が違っていたこともあります。</p> <p>これらの点においても正確でないケースも見受けられます。</p>
会長	<p>他にないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第23号について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第23号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請」、整理番号1番から説明いたします。</p>

事務局	<p>申請者については、記載のとおり、申請農地地目は畑で、678 m<sup>2</sup>、用途としては、資材置場用地、農地種別は第2種、事由としては、借受人が申請地に資材置場を確保し、事業の効率化を図るため。契約については、5年間の賃貸借で行います。</p> <p>次に、整理番号2番。申請者については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、910 m<sup>2</sup>、用途としては、農業用施設用地、農地種別は農振農用地、事由としては、肉用牛経営規模拡大のため申請地に畜産用の機械を収納する倉庫を建築するものです。契約については、賃貸借で行います。</p> <p>なお、6月の総会により農業振興地域整備計画の変更が行なわれており、農用地区域の用途区分を農地から農業用施設用地に変更を行なっております。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>議案25号、整理番号1の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年8月19日午前10時30分頃からは北部地区農業委員、推進委員、代理申請人と事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、以前は、耕作されている農地でありました。申請人は、建設業を営んでおり、平戸北部に資材置場を探しているとのことでした。雨水については自然流下で汚水等の発生はしないとのことでした。</p> <p>また申請地周辺に農地はなく、市道拡幅も予定されているとのこと、日照、通風等により周辺に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>議案25号、整理番号2番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年8月16日午後4時30分頃からは大島地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。申請地は、現在、耕作されている農地でありました。申請人は、肉用牛経営規模拡大のため、申請地に畜産用機械の収納するため倉庫の建築を検討しているとのこと、雨水については自然流下で汚水等については発生しないとのことでした。周囲に民家もなく問題はないかと思われまます。</p> <p>また、申請地周辺の農地は、現在耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

会長	ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。
委員	整理番号1番の事案ですけれども、参考までに資材置き場とは具体的にどんな資材を置くように言っていますか？
事務局	建設用資材、U字溝や木製の型枠といったものと聞いております。
会長	他に質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第25号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第25号を原案のとおり決定いたします。
	<p><b>《議案第26号 非農地通知申出について》</b></p> <p>次に、議案第26号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお願いします。整理番号1番、申出人は記載のとおりです。申出土地地目は田で1,110㎡、外1筆、計1,960㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。現地確認の際、土地改良区にある農地であることを説明しましたが、農地は改良区の中央部には位置していないことなどから適用除外にできる県の事務指針に基づき申請を受理したところであります。</p> <p>次に、整理番号2番。申出人は記載のとおりです。申出地目は畑で131㎡、外1筆、計1,135㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。
委員	<p>議案26号、整理番号1番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年8月16日午後2時頃から、生月地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は耕作されておらず、また、雑木等が茂っており、写真で見ていただいたとおり、耕作できるような状態ではありませんでした。</p>



委員	<p>現地調査の折に、申請地は土地改良により水路が整備されており、非農地として認定してよいかのとの議論がありました。県の指針によると土地改良を行なった農地であっても、改良区内の他の農地に影響がない、農地であれば非農地通知をできるとの見解もあり、非農地としてもやむを得ないのではとの判断に至りました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>議案 26 号、整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年 8 月 16 日午前 11 時 30 分頃から、田平地区農業委員、推進委員、代理申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地の阿弥陀田については道路そばではありましたが、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、100 m<sup>2</sup>ほどの小さな農地で、進入路もよく分からないような状態で雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>また、中瀬については住宅の裏手にありましたが、従前より耕作は行なわれておらず、また、進入路もよくわからない状態でありました。遠方から見て場所を確認いたしましたが、写真で見ていただいたとおり、雑木が茂り耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
委員	<p>整理番号 1 番について質問します。この事案の所在地は土地改良区内にあるとのことですが、非農地予定地内にある水路は実際機能しているのですか？</p> <p>実際に機能しているのであれば、改良区の共同資産であり管理すべき設備になると思いますが。土地改良区としては、改良区構成員の変更にもなるので、改良区の詳細は得ているのですか？</p>
事務局	<p>現地確認の際に所有者に対して、土地改良区から同意書をもらうよう口頭で依頼していましたが、問い合わせしたところ現時点では同意書はもらっていないとのことでした。</p>
委員	<p>そうであれば問題ではないですか？この事案の承認は難しいのでは。</p>
事務局	<p>非農地の判断基準が規定されている長崎県農地転用事務指針では、</p>

事務局	<p>今回の案件は、土地改良区内の周辺域に位置していること、直接的な営農活動に支障をきたさなければ非農地通知は可能であるとの規定があることから、農業委員会への議案提出に問題はない判断したところ です。</p> <p>一方、申請者から土地改良区との合意については現時点でも確認が取れておりません。この点においては、現況確認の折りの申請者への指摘ができていない結果となっていますので、今後、協議しなければならないと思っています。</p>
委員	議長。今回、この議案を通してよいのですか。
会長	先ほどからの事務局の説明が足りない部分があるので、今後の取り扱いを含め事務局長から補足説明を。
事務局長	<p>質疑1点目の水路の現況につきましては、申請地内に1本水路が横断していますが使用しておらず、周辺域水路とは通じていませんし周辺域の水路に影響はない状況でした。</p> <p>次に、申請地が非農地認定されることにより、申請者の土地改良区脱退となれば組織運営に影響が生じるケースの考えについてですが、農業委員会は、申請地の現況を調査しその結果から非農地通知の認否を審査することが本来の役割であります。</p> <p>非農地認定の結果に伴う申請者の組織脱退にかかる影響は組織が解決すべき問題であり、指針の趣旨からみても組織の運営問題は直接的な農業委員会の認否に影響されないと判断しました。</p> <p>一方、現地調査の折りに川村副会長から「旧町時代は土地改良区内の非農地認定の際には、土地改良区の同意書の添付が必要だった。」とのご意見も聞いていたところ。この同意書添付にかかる過去の事務取扱を確認しておりませんでした。</p> <p>また、先ほど指針の趣旨に基づいた農業委員会の非農地の認否について申し上げましたが、組織運営の影響といった今回の事案含め、「地域独自の事情」を考慮した裁量を定めても良いとの規定もありますので、過去の事務取扱、土地改良区の同意書添付につきまして、各市の事例等もふくめ調査させていただきたいと考えております。</p>
会長	参考までに地元の意見も伺いたいと思います。
委員	事務局の回答にもありましたように、現地確認の際に土地改良区の同意書をもらうよう言質をとりました。総会前に私も事務局に確認し

委員	<p>ましたが、同意書・承諾書は出ていないとのことですので、継続審議にすべきだと思います。会長よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>今回の申請者以外にも同様の状況の方がいます。水稻作付けではなく農地の自己保全をしているだけでも改良区運営会費を支払わなければならないという声も聞きます。今回の案件を無条件で認めれば芋づる式にどんどん申請が上がり、改良区の運営ができなくなることも想定されます。</p> <p>このような現状の中で、農業委員会としてどのような判断が可能なのか。改良区の同意を非農地通知の認定条件の一つとして良いのかを含め確認していただきたいと思います</p>
委員	<p>私は地元の土地改良区理事長ですが、原則、農地の非農地認定による組織脱退は原則認めていません。非農地であっても、区内の道路や水路といった設備施設の使用といったケースがありますので、一般的には非農地認定だけでは脱退は困難です。</p>
会長	<p>私も各委員の意見と同様です。今回は審議を保留し、次回の常設委員会の折りに各市の状況は確認できますので、事務局調査を踏まえた再審議が望ましいと思います。以上の質疑を踏まえ、本議案は9月総会の継続審議として取り扱いますが、委員の皆さんよろしいですか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 26 号については整理番号 1 番については審議を保留し次月への継続審議とし、整理番号 2 番については承認することに決定いたします。</p>
事務局	<p>《議案第 27 号 第 5 回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 27 号「第 5 回 農用地利用集積計画（案）」について、事務局の提案説明を求めます。</p> <p>議案書 6 ページから 7 ページになります。6 ページ上段をお願いします。利用権設定各筆明細は、賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 734 平方メートル外 2 筆計 4,912 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。</p>

事務局	<p>整理番号 2 番については、ご一読ください。</p> <p>合計、新規 2 件 4 筆 7,447 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>つづきまして、6 ページ下段をご覧ください。</p> <p>承認案件は農業経営基盤強化促進法第にかかる農地の所有権の移転であります。整理番号 3 番。</p> <p>所有権の移転を受ける者及び所有権を移転する者については、記載のとおりです。所有権の移転を設定する土地地目「田」、面積 641 m<sup>2</sup>外 3 筆、計 3,035 m<sup>2</sup>、設定内容については記載のとおりです。</p> <p>なお、移転後は水田として利用し食米等の作付けを行う予定です。</p> <p>つづきまして、議案書 7 ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は農地中間管理事業による、賃借権になります。</p> <p>整理番号 4 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地地目「田」、面積 1,495 m<sup>2</sup>、設定する利用権については記載のとおりです。</p> <p>つづきまして、議案書 7 ページ下段をお願いします。利用権設定各筆明細は農地中間管理事業による、使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 5 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地地目「畑」、面積 3,345 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>集積計画案の説明は以上になります、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 27 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 27 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 28 号 第 5 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p>次に、「議案第 28 号 第 5 回農用地利用配分計画（案）に対する意見」について、事務局の提案説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書 8 ページ上段をお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、貸借権になります。整理番号 1 番、貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 1,495 m<sup>2</sup>、設定する権利権については、記載のとおりです。貸借権につきましては以上です。</p> <p>つづいて 8 ページ下段をお願いします。設定する利用権の種類については、使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 3 番、貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「畑」、面積 3,345 m<sup>2</sup>、設定する権利については、記載のとおりです。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 28 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 28 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、事前送付した議案は審議が終了しましたが、事務局より追加議案の提案があるとのことですので、議案を配布し、追加議案となった経緯について説明してください。</p> <p><b>《議案第 29 号 平戸市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の一部改正について》</b></p> <p>それでは、農業委員会会議規則第 15 条「動議」の規定に基づき、議案提出がありましたので、追加議案となった経緯について説明してください。</p>
事務局	<p>それでは経過報告をさせていただきます。今回の案件につきましては、空き家バンク登録の家屋に付属する農地の取得について、昨年かから家屋取得者から相談を受けた案件でありましたが、本市の取扱基準に合致しないため、現時点での取得は難しいと回答しました。</p>

事務局	<p>これを受け、県担当課にも相談し、農地保全のためにも現取扱基準を改正し、遡及適用してもよいのではとの見解を出していただいたことから、今回の議案提出をお願いするものであります。</p> <p>以上であります。</p>
会長	<p>事務局から経緯の説明がありましたが、農業委員会会議規則第 15 条の規定に基づき、第 29 号議案を追加議題することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(2名以上の挙手有り)</p> <p>賛成委員 2 名以上となりましたので、議案第 29 号を追加します。</p> <p>それでは、「議案第 29 号 平戸市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の一部改正」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 29 号につきまして説明いたします。</p> <p>今回の取扱基準の改正につきましては、当該基準の制定が昨年 9 月 1 日、空き家バンク登録制度が平成 27 年度からと、各制度の制定時期のズレが生じてしまい、空き家に付属する土地があっても取得できない所有者を救済するため、平成 27 年から平成 30 年 9 月 30 日までの取得者を対象とした経過措置となっています。</p> <p>具体的には、「平戸市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」の第 2 条の定義及び第 4 条に適用条件がありますが、第 2 条第 5 号の「空き家に付属した農地 空き家バンクに登録された空き家の所有者又はその法定相続人が権利を有する市内にある農地のうち、1 筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。」とあり、今回の案件は既に空き家が売買されており、基準に適合しない点があります。</p> <p>次に第 4 条においては、「別段面積を適用するときは、空き家に付属した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。」とあり、同条第 3 号の「空き家及び空き家に付属した農地の所有者は、同一であること」が、当該基準前に空き家を取得していた場合、空き家に付属した農地として指定ができないことから、基準改正を判断したところであります。</p> <p>このことから、経過措置を附則に設けた改正により対応させていただいております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>

	(質疑なし)
会長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 29 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	日程第 6 閉会 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、平戸市農業委員会第 5 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。  閉会時刻：11 時 30 分
	議長 _____ 印
	議事録署名人
	17 番委員 _____ 印
	18 番委員 _____ 印